

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
第2章 群馬県の現状	3
1 依存症の現状	3
2 これまでの依存症対策	11
第3章 対策の方針	13
1 基本理念	13
2 基本的な方向性	13
(1) 正しい知識の普及及び依存症を未然に防ぐ社会づくり	13
(2) 誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり	14
(3) 依存症の治療が身近な地域で可能な医療体制づくり	14
(4) 依存症者等が円滑に回復し、社会復帰するための社会づくり	14
第4章 今期計画の重点課題と達成目標	16
重点課題1 将来に渡るアルコール健康障害の発生を予防する	16
(1) 20歳未満の者の飲酒をなくす	16
(2) 妊娠中・授乳中の飲酒をなくす	16
(3) 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合を減少させる	17
重点課題2 将来に渡るギャンブル等依存症の発生を予防する	18
(1) 県民がギャンブル等依存症に対する正しい理解ができている	18
(2) 県民が相談窓口を知っており、適切な支援が受けられる	18
重点課題3 依存症全般に渡り、予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制を構築する	19

(1) 県全域の中核となる相談拠点を中心とした連携体制を構築する	19
(2) 県全域の中核となる治療拠点機関及び各種専門医療機関を指定する	19
達成目標と評価指標	21
第5章 具体的な取組	22
I 依存症全般に共通する取組	22
1 発生を予防する	22
2 進行を予防する	23
3 再発を予防する	25
4 基盤を整備する	27
II アルコール健康障害対策	29
1 発生を予防する	29
2 進行を予防する	31
3 再発を予防する	33
4 基盤を整備する	33
III ギャンブル等依存症対策	34
1 発生を予防する	34
2 進行を予防する	37
3 再発を予防する	38
4 基盤を整備する	38
IV 薬物依存症対策及びゲーム依存症対策	39
1 発生を予防する	39
2 進行を予防する	40
3 再発を予防する	41
4 基盤を整備する	42
第6章 計画の推進体制	43
1 関係者会議（連絡協議会）の設置・運営	43

2 関連施策との有機的な連携について	43
3 計画の見直しについて	43
付録	44
アルコール健康障害対策基本法（平成 25 年法律第 109 号）	44
ギャンブル等依存症対策基本法（平成 30 年法律第 74 号）	52
群馬県依存症対策連絡協議会委員名簿（敬称略）	62

